

評価選別論の課題

安 藤 福 平

はじめに

現代社会においては、たとえ一地方自治体でも、そこで作成される文書(Records)は、膨大な量にのぼる。したがって、文書館では、文書のなかからアーカイブズ(Archives、文書館史料)として永久保存に値するものを選び出し、そうでないものを廃棄する、という評価選別(Appraisal)をおこなっている。しかし、日本ではどこの文書館でも、満足に遂行できていないのが実情である。評価選別という仕事が難度の高い仕事であるためであるが、文書館の現場で「評価選別論」があまり顧慮されてこなかったことも一因である。

そこで、本稿では、まず、これまでの日本における評価選別論の展開を簡単にふりかえり、ついで、現在における世界的な到達点を確認し、それについての筆者なりの考えを述べることにする。

1 日本における評価選別論の展開

1959年に山口県文書館が設立されるまで、日本には文書館が存在しなかった。したがって、そのころまでは、欧米の文書館についての紹介はされることはあっても、評価選別という文書館がおこなう具体的業務に立ち入ったことは、関心の外であった。

山口県では、1952年に毛利家文庫を受託したことを機に文書館設置の動きがおこり、1957年、山口県立山口図書館で欧米の文書館文献の翻訳に着手した。そして翌年3月、『米国全国文書館処務手続の手引』および『文書館関係論文 七篇』が刊行された¹⁾。前者は、米国公文書館の“National

1) 梅村郁夫「山口県文書館における文書館観の変遷」(『山口県文書館研究紀要』第19号、1992年)

Archives Handbook of Procedures”を翻訳したものであり、公文書の原局からの移管手続きや評価の手続きが記述されている²⁾。こうした文献の翻訳は、その後の公文書の移管や評価選別に関する研究の進展の土台となるはずのものであった。しかし、1959年4月に山口県文書館は開館したものの、親機関の公文書を定期的に受け入れるシステムは構築されず、そのため評価選別論が日本の地方自治体の実態に即して発展させられることはなかった。

山口県文書館開館にやや遅れて、国レベルでも文書館設立の動きがおこった。1959年11月、日本学術会議は、内閣総理大臣に対し、「公文書散逸防止について」の勧告をおこない、国立文書館の設置を要望した。これに対し、政府では、1961年9月、「官公庁における公文書の散逸防止及びその一般利用のための対策並びに公文書保存制度等について連絡協議するため」、公文書保存制度等調整連絡会議を随時開催することとした。そこで取りあげる事項のひとつとして「主要各国における公文書館制度等に関する事項」が掲げられ、それに基づき、「公文書保存制度調査連絡会議資料」として外国文献の翻訳や抄録がつぎつぎと刊行された。その第5号では、シェレンバーグの『現代公文書の評価』(The Appraisal of Modern Public Records)が翻訳されている³⁾。1971年7月、国立公文書館が設置され、国の公文書が移管されることになったものの、公文書館の側が公文書の評価選別をおこなうという制度は取られなかった。そのため国立公文書館の実践から評価選別論が生み出されることはなかった。

結局、日本における文書館学の本格的導入は、1980年代に入ってなされた。その先鞭をつけたのは国立史料館の安澤秀一氏である⁴⁾。ついで、同じ国立史料館の安藤正人氏によって文書館の基本的コンセプトが明解に示された。そのなかで安藤氏は「文書館システムとは、行政的経営的な価値基準だけで保存年限のきた文書を自動的に廃棄するのではなく、行政的経営的価値と歴

2) 県立山口図書館『文書館参考資料・第1輯 米国全国文書館処務手続の手引』1958年

3) 内閣総理大臣官房総務課『公文書保存制度等調査連絡会議資料』第5号

4) 安澤秀一『史料館・文書館学への道 記録・文書をどう残すか』1985年、吉川弘文館

史的文化的価値の両面から評価をおこない、最終的にはアーキビストが保存か廃棄かを決定するシステムである。」と、評価選別が文書館システムの鍵であることを力説した⁵⁾。なお、1986年にはイギリスのパブリック・レコード・オフィス(PRO)館長のマイケル・ローパー氏が来日し、講演した⁶⁾。そのなかで、文書のライフサイクルについての基本的考え方が紹介された。

1980年代には都道府県立の文書館の設立が相次ぐようになり、それぞれの文書館における実践を踏まえた評価選別論が、80年代末から90年代にかけて登場するようになった。すなわち、北海道立文書館の鈴江英一氏、同じく青山英幸氏、山口県文書館の戸島昭氏が相次いで論文を発表した⁷⁾。

その後、1996年には、『記録史料の管理と文書館』が刊行されたが⁸⁾、これは安藤正人・青山英幸両氏を中心に1993年に組織された「記録評価・選別論研究会」の研究成果であった。同書の第Ⅱ部「記録史料保存の現状と課題」には、戸島昭「文書・記録の評価と選別」、水口政次「都道府県における文書保存・利用の現状と課題」、小暮隆志「群馬県立文書館における公文書受入れ・公開の現状と課題」が掲載された。また、第Ⅲ部「欧米における記録史料管理の理論と実態」には、石原一則「欧米における記録管理」、安藤正人「欧米記録史料学における記録評価選別論の展開」が掲載された。

そのうち、安藤氏の論文は、欧米における評価選別論発展史のアウトラインを示し、シェレンバークの理論の意義と限界を位置づけ、「記録評価選別論の新しい波」として、H・ブームスの「能動的評価選別論」やT・クックの「巨視的評価」論を紹介した。評価選別論といえば、シェレンバークの理論とイコールぐらいに考えてきた読者（筆者および外国文献にうとい多くの

5) 安藤正人「文書記録の保存利用と文書館」(大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』1986年、吉川弘文館)

6) ICA ミッション受入れ実行委員会訳『マイケル・ローパー氏基調報告』1986年

7) 鈴江英一「わが国の文書館における公文書の引継移管手続と収集基準について」(北海道立文書館『研究紀要』第4号、1989年3月)。青山英幸「対話 都道府県(公)文書館における公文書引継・選別の現状と課題～北海道を中心として～」(北海道立文書館『研究紀要』第6号、1991年3月)。戸島昭「地方自治体の記録をどう残すか一文書館へのステップ」(『記録と史料』第3号、1992年8月)

8) 安藤正人・青山英幸『記録史料の管理と文書館』1996年、北海道大学図書刊行会

同業者)に、「新しい波」の紹介は、評価選別論が現在進行形の分野であることをはっきり意識させた。また、これまで同氏によって、欧米の文書館像を完成された姿(理想型)で示されてきた読者にとって、今日の文書館に到達するまでにあったであろう(そして現在も続いている)様々な試行錯誤の一端が提示されたことの意味も大きかった。

なお、この間、国立史料館の史料管理学講習会や国立公文書館の文書館職員に対する研修会などで、テーマのひとつとして「公文書の移管および評価選別」がとりあげられることが多く、この問題についての研究と教育・普及がすすんだ。なかでも、元国立公文書館の小林蒼海氏は欧米の制度・事情の紹介や文献翻訳により、受講者に裨益するところ大であった⁹⁾。

最後に、この数年の間にも、評価選別論の分野で大きな進展があったことにふれないわけにはいかない。ひとつは、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会研修・研究委員会のプロジェクト研究「公文書の管理・移管・評価選別についての研究」がスタートし、この問題についての都道府県立文書館職員によるレポート集がまとめられ¹⁰⁾、プロジェクト研究の責任者である筆者の名で中間報告が作成され、同内容の論文が『広島県立文書館紀要』に、ついで『記録と史料』に掲載された¹¹⁾。また、神奈川県立公文書館の石原一則氏は、神奈川県立公文書館の実務を検討し、課題を明らかにするとともに、その解決策として評価・選別のツールをどのようにつくりあげていくかを示した¹²⁾。同じく神奈川県立公文書館の樋口雄一は、評価選別のさまざまな実践的基準を提示した¹³⁾。また、広島県立文書館の数野文明氏は、統計という個

9) 小林氏は研修会の度にかなり大部な資料を印刷して受講者に配布している。たとえば、小林蒼海『アーカイヴズについて(評価・選別関係を中心に)』(都道府県政令指定都市公文書館実務担当者研究会議資料)1995年

10) 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会研修・研究員会『公文書の管理・移管・評価選別についてのレポート集』1998年

11) 安藤福平「公文書の管理・移管・評価選別について」(『広島県立文書館紀要』第5号, 1999年)。同「公文書の管理・移管・評価選別について」(『記録と史料』第10号, 2000年)

12) 石原一則「現代公文書の評価・選別方法について—神奈川県立公文書館の実務から」(『神奈川県立公文書館紀要』第2号, 1999年)

13) 樋口雄一「公文書館における評価と選別—原則的考え方—」(同上)

別のケースについて、さまざまな統計の体系を明らかにするなかで、統計資料の評価選別を試みた¹⁴⁾。そのほかにも、各館の現状分析をするなかで評価選別の問題にふれた論文が発表されている¹⁵⁾。以上の論考は、いずれもそれぞれの文書館における業務の分析をおこなうことによって、評価選別のための実務の手続きや実践の基準を確立することをめざすものであった。

これに対し、安藤正人氏が紹介した海外における理論的考察に正面から切り込んだ研究が富永一也氏によってなされた。富永氏は安藤氏が高く評価したブームスの理論が実践的に破産したものであったことを紹介するとともに、その理論的解明を主として多元主義的社会における価値の相対性の観点からおこなった¹⁶⁾。さらに、ドキュメンテーション戦略に対しても、価値問題を棚上げしたまま対象資料を組織内から外部へ拡散することで混乱を助長するものである、と手厳しく批判した¹⁷⁾。

2 海外における評価選別論

評価選別論は、文書館の根幹業務である評価選別業務を理論的・実践的に支えるものであり、その範囲、内容、あるいは探求すべき問題は多岐にわたる。この問題にかんする理論的探究は、1970年代にドイツのH・ブームスの「能動的評価選別論」以来、近年、カナダ・アメリカ・オーストラリアで急展開をみせている。そうしたなかで、「巨視的評価」論の旗手であるカナダのT・クックが、100年におよぶ記録史科学の理論の展開、とりわけ、この

14) 数野文明「諸統計の体系と統計関連資料の評価・選別について」(『広島県立文書館紀要』第5号, 1999年)

15) 丸茂博「栃木県における公文書の整理と移管」(『栃木県立文書館研究紀要』第3号, 1999年)。橋詰文彦・梅原康嗣「長野県立歴史館における行政文書の収集、整理・保存」(『長野県立歴史館研究紀要』第5号, 1999年)

16) 富永一也「新しい評価選別論の構築をめざして」(平成10年度公文書館専門職員養成課程修了研究論文)

17) 富永一也「評価・選別を難しくしているものは何か」(『沖縄県公文書館研究紀要』第2号, 2000年)

10年間における理論的達成を歴史的に位置づけた論文を発表した¹⁸⁾。この論文は彼が1996年のICA北京大会に向けて準備した論文を基礎に、6か国28人のアーキビストによる助言をも反映させながら完成させたもので、今日の世界の水準を知るうえで格好の論文と思われる。

日本の文書館関係者は、最初に安藤氏の紹介によりブームスを知りこれに心酔し、その直後に富永氏のブームス批判で冷水を浴びせられたかたちとなった。クックの見地は、富永氏が批判したブームスやドキュメンテーション戦略についての確な批判と位置づけをおこなっており、価値問題への直接的言及はないものの、富永氏の批判にも耐えられる内容と筆者は考える。この論文を筆者なりに咀嚼しながら、また、日常的な業務実践のなかで得られた知見をもとに、評価選別論について考えてみたい。以下に、評価選別論の最新の達成の意義を鮮明にするために、クックの論文の概要を紹介しておく。

近代記録史料学の最初の体系的著作は、オランダのS・ミューラーらが1898年に刊行した *Manual for Arrangement and Description of Archivist* である。この著作の最大の貢献は、アーカイブズの本質およびその取り扱いについての重要な原則、出所原則および原秩序の原則を打ち立てたことにあった。H・ジェンキンソンもT・R・シェレンバーグもこの基礎の上に彼らの理論を展開した。その意味で、現代文書館の理論と実務は、ミューラーらの影響を直接、また、ジェンキンソンやシェレンバーグを通じて、間接に受けている。

イギリスのH・ジェンキンソンは、公平無私な証跡 (Evidence) としてのアーカイブズの保護を強調し、アーキビストを証跡の番人として位置づけた。ミューラーらは、評価や選別については、ほとんど言及するところがなかったが、ジェンキンソンは、第一次世界大戦後の文書量の爆発的増加に直面していた。しかし、彼はアーキビストによる評価選別には否定的であった。文書が行政の活動ややりとりの汚れない証跡であるならば、いかなる作成後

18) Terry Cook "What is Past is Prologue: A History of Archival Ideas Since 1898, and the Future Paradigm Shift" *Archivaria* 43 (Spring 1997)

の干渉も許されるべきでない。さもないと、公平無私な証跡としての文書の性格が害されてしまう。したがって、文書をアーカイブズとして純粋に保持しようとするなら、アーキビストによるいかなる評価も全く適当でない、というのであった。

あたかも公正無私な行政官の存在を前提にしているようなジェンキンソンの考えを批判するのは容易である。彼の考えを適用すれば、たとえば、ニクソン米大統領が自分に都合の悪い証拠を隠滅することを正当化することになるし、文書館が引き継ぐアーカイブズが、国家のイデオロギーや行政的な気まぐれによって、偏ったり、歪められたりすることを容認することになる。

ジェンキンソンの評価選別に関する考えは、現代の文書にも、あるいは現代の社会が文書館に期待することにも、適合しないことは明白である。しかし、文書の証跡としての性格を守ろうとする彼の精神は、現代のアーキビストにとって示唆的なものとなっている。彼の考えは、今日、とくにオーストラリアやカナダ、また、各国の電子文書の理論家の間でリバイバルしている。ただし、彼の学説でなく、彼の精神に。

大恐慌から第二次世界大戦にいたる時期のアメリカでは、国家の役割の増大とともに、作成される文書は激増し、1943年には、年間作成量が600km以上に達した。そうしたなかで、文書管理の専門家としてのレコードマネジャーの制度が発達し、アメリカ式の文書のライフサイクルの概念が定着する。すなわち、文書はまず作成者によって編成されかつ活発に利用される。ついで、ごくまれな利用にそなえてレコードセンターで保管される。そして、文書館史料としての価値判断にもとづく選別が行われ、文書館に移管されるか、もしくは廃棄される。評価選別というこの仕事をいかにしてやりとげるかに取り組み、評価選別基準を発展させたのが、「アメリカにおける評価選別理論の父」、T・Rシェレンバーグである。

シェレンバーグは、文書には、一次的価値（作成者にとっての価値）と二次的価値（第三者にとっての研究上の価値）があると明言した。後者は、証跡的価値と情報価値に分けられる。この場合の証跡的価値は、ジェンキンソンのいう Evidence とは異なるもので、作成者にとってでなく、研究者（文

書館利用者) にとつての、つまり調査研究上の重要性である。情報価値は、政府自身の活動に付随する人物・団体・事柄などについての文書の内容にかかわるものである。この情報価値を調査することが、シェレンバーグにあってはもっとも重要視され、そのためにアーキビストに歴史家の素養が求められ、またそれぞれの分野の専門家と相談することが奨励された。

シェレンバーグは、文書のうちごくわずかがアーカイブズとなることから、両者を明確に区別した。これは、ミューラーらやジェンキンソンが、行政が作成し文書館が受け取ったものはすべてアーカイブズと考えていたのと比べて大きな転換であった。そして、文書はレコードマネジャーと文書作成機関が、アーカイブズはアーキビストと文書館がかかわるものとされた。両者の協力関係が構想されていたものの、シェレンバーグの後継者たちは、レコードマネジャーとアーキビスト、文書とアーカイブズについて、両者の類似性、相互連結性よりも差異を強調する傾向を次第に強めるようになった。こうした伝統は、電子文書の登場にともない、アーキビストにとって重大な問題を惹起することになる。なぜなら、電子文書は、アーカイブズとしての証跡をもったかたちで保存しようとするなら、アーキビストによる現場での介入が必要となり、両者の差異よりもむしろ協力関係、連続性が重要となるからである。

シェレンバーグは、ジェンキンソンと異なって、過去を守ることより将来にむけて先取りの処理をこころがけるとともに、歴史家の学識に管理的手法を加味した。また、アーキビストが幅広い文化的議論とかかわることや、情報専門家と協働することが必要であると考えた。

シェレンバーグ、とりわけその後継者の問題は、アーカイブズの利用に限定したところにある。アーカイブズの豊かな本性を限定するこうした利用をベースにしたアプローチは、ランダムで、断片的な選別過程に結果した。また、人類の体験の広大なスペクトルよりもむしろ狭い研究関心にしばしば影響される選別過程に結果した。なお悪いことに、文書を作成者の活動に内在する組織的な脈絡から切り離し、評価と記述において、文書とその出所にとって外的な基準を強要することにつながった。文書作成者や文書作成

過程ではなく、歴史的主題にかかわる文書の内容や歴史編纂の流行、あるいは利用者の期待や願いによって、文書のアーカイブズ的価値を決定することになった。

シェレンバークやジェンキンソンに代わるアプローチが、ドイツやアメリカやカナダで生まれた。いわゆる「社会的アプローチ」で、アーカイブズはそれを生み出した社会を反映しているはずであるという考えにたつものであった。この見地は国家に基礎を置くのではなく、より広い社会を反映するもので、今や、文書館（アーカイブズ）は人民の、人民のための、そして人民によるとさえいってもよいものとなった。

アーカイブズについての新しい社会的見地を最初に提言したのはドイツのH・ブームスである。彼は、アーカイブズの価値を決定するのは、シェレンバークのいわゆる利用者（研究者）でもなければ、ジェンキンソンのいわゆる作成者（行政官）でもない、社会であるとした。ブームスの最初のモデルでは、アーキビストは社会の傾向や世論の諸問題について直接的に研究し、そこから社会の価値を把握し、アーカイブズの価値を判断するとされた。しかし、彼は、1991年にその主張を急転換する。すなわち、社会の価値は、そういう直接的方法でなく、社会の要求と願望を明らかにするキーとなる文書作成者の機能の研究をとおした間接的なかたちでもっともよく証明できるのである、と断言するのである。

このブームスのアプローチは、1980年代にT・クックが提唱し、1991年にカナダ国立文書館が実施した巨視的評価戦略と同一のものであった。文書の主題内容に焦点づけたり、その内容が世論や利用者のニーズや歴史学の傾向を直接反映するということに焦点づける、古い文書館学の視角にかわって、巨視的評価戦略は、より広い、あるいは巨視的に文書の脈絡に焦点づけるものであった。ここでいう文書の脈絡というのは、作成者の機能、計画、活動、取引をとおして顕れてくるもので、いいかえれば、文書作成の脈絡であり、過程と考えればよい。

アーカイブズ的価値は、ジェンキンソンのいう作成者よりも、あるいは、シェレンバークのいう利用者よりも、むしろ、社会の構成や社会の機能によっ

て計測すべきである、という意味で、クックは、ブームスの影響を受けた。しかし、評価選別の方法では、ブームスの最初のモデルのように、社会の傾向や世論の諸問題について直接的に研究するのではなく、文書作成者——社会の集中的な機能を間接的に代表しているとみなして——に対する研究に焦点づけるものであった。すなわち、内容をベースにした歴史記述の枠組みでなく、むしろ、脈絡をベースにした出所を中心にすえた枠組みへの転換がはかられたのである。こうして、評価選別の結論は、実際の文書の文章を解釈しながら読みこむことによってではなく、ただ単に機能や業務の過程についての巨視的評価により行われることになる。

カナダと同様の方法がオランダでも適用されている。P I V O T・プロジェクトといい、評価は文書や個々の書類に焦点をあてるのではなく、文書を生み出す政府の機能や任務や活動に焦点をあてる。ただし、カナダのプロジェクトが、市民との相互作用など、より広い視野をもっているのに対し、オランダのプロジェクトは、主要には政策と内部的任務に焦点をあてている。後者の焦点は、社会的というより、より行政的なものにとどまっている。

一方、アメリカのH・サミュエルがつくり上げた「ドキュメンテーション戦略」は、社会の主な主題や論点や活動や機能などについて、機関を越えて共同的にとりくもうとするもので、その対象は公文書と私文書、刊行物からオーラル・ヒストリーまで包含するものであった。

こうしたサミュエルのアプローチは、カナダでは、それに先んじて、「トータル・アーカイブズ」概念として認識されており、1970年代初期からの伝統になっていた。「トータル・アーカイブズ」は、公的なあるいは支配エリートに限定するのではなく、地域社会のあらゆる部分の記録を求めることで、歴史発展のあらゆる様相を記録化しようとするもので、親機関の証拠を保全する行政的役割と社会の記憶および歴史の同定という文化的役割の結合をはかるものである。

以上、クックの論文を要約しながら、ミューラー・ジェンキンソン・シェレンバーグをへて、近年の社会的アプローチの登場にいたる文書館理論の展

開を、評価選別論に焦点づけて振り返ってみた。クックの論文は、これにとどまらず、近年における記録史科学の理論的達成を反映した、つぎのような豊富な内容を含んでいる。

カナダのH・テラーによる「出所（原則）の再発見」（Rediscovery of Provenance）、情報検索における主題・内容ベースに対する出所ベースの優位性（アメリカのD・ベアマンら）、オーストラリアのP・スコットによる多角的相互関連記述（記述において作成者とシリーズを1対1に対応させる従来の固定的目録モードから多角的相互関係の動的システムへの転換）、同じく「ポスト・カストディアル（Post-custodial）革命」（電子文書の登場により史料保管のあり方が一変する）、オーストラリアのS・マッケミシュとF・アップワードのアカウントビリティ・アプローチ（文書の証拠性を守ることは、組織内部および公共に対するアカウントビリティの基礎となる）、ベアマンらによる「文書館の再生」（Reinventing Archives）（伝統的な物理的保管から電子化情報システムに対する遠隔操作に比重を移す）など。

3 評価選別論の課題

T・クックの論文は、評価選別論の大きな潮流が、ジェンキンソンの文書作成者（行政官）からシェレンバーグの利用者（研究者）へ、そしてブームス以後の社会（ただし、ブームスの社会の直接的分析からクックの社会を反映する文書作成の脈絡の分析へ）へとシフトしてきたことを明快に示した。そのなかで、乗り越えられた学説の問題点もさることながら、その時々アーキビストの先達が展開してきた理論や実践の意義、とくにその精神に学ぶことの重要性をも筆者は痛感した。ここでは、クックの論文を手がかりに評価選別論について、あるいは、現代の記録をどう残すか、という問題について、筆者が日ごろから考えていることを記すことにする。

① 文書とアーカイブズ、文書作成者とアーキビスト

まず、ジェンキンソン、シェレンバーグ、クック、それに近未来の電子文

書の世界における、文書作成者とアーキビストの関係について考えてみる。

ジェンキンソンの場合、アーキビストは、文書館史料としての古文書がそうであるように、作成者によって保存されてきた文書を受け入れる。それは、文書の証跡を純粹に保持しようとする積極的意図から出たものである。しかし、文書作成者は文書の保存価値を業務上の必要性の観点からしか見ないであろうから、文書が大量に作成され大量に廃棄される現代社会にはそぐわない。

これに対し、シェレンバーグは文書の二次的価値に着目し、そこにアーキビストによる評価選別の必要性の根拠を見出した。アーカイブズを意識的に残すという、文書館の役割が新たに位置づけられたのである。文書の一次的価値と二次的価値、文書とアーカイブズ、文書作成者とアーキビスト、文書のライフサイクルにおける現用と非現用の区分が明確になり、したがって文書館の独自の役割が明確にされた。しかし、両者の差異が強調されることにより、両者の連続性や類似性が軽視されることになった。

行政官により文書が作成され、整理保存され、業務において活用されることと、第三者による利用は無関係ではない。とりわけ、現代の行政官には狭い業務上の必要性だけでなく、公共に対するアカウンタビリティをも担保しうる文書保存が求められている。まして電子文書の世界では、文書作成時点での評価選別、現用利用と文書館利用の両面を考慮した評価選別が要求されるので、文書の保存価値についての行政官の意向は今後ますます重要視されることになるし、アーキビストの文書作成現場へのコミット、コンピュータ管理者やレコードマネジャーとの共同作業が強く要請されるようになるだろう。

② 利用を想定した評価選別

近年の記録史料学の世界では、内容(contents)から脈絡(context)へのシフトが電子文書の登場で、いっそう明確に意識されるようになった。記述や整理の分野では、(利用を想定した)文書の内容による主題分類の弊害はつとに指摘されてきたところであるが、最近では、評価選別の分野での問題点

が指摘されるようになったわけである。

利用をベースにした評価選別は、文書作成の脈絡をあいまいにする、アトラダムな選別につながる、という問題点の指摘は長年評価選別に従事してきた筆者にはずしりとびびくものがある。利用をベースにした評価選別が、単にその不可能性に問題があるだけでなく、文書を文書作成の背景や前後関係を失った単なる情報にしてしまう、ということであろう。このことは、アーカイブズ取り扱いの原則にかかわるものであり、十分その意味合いを玩味する必要がある。

いっぽうで、これと矛盾した考えは常に発生しそうである。文書館史料はつまるところは現在および将来の利用のために保存されるのであるから、利用を想定した評価選別は、それが可能でないとしても否定しにくい。評価選別をする限り、とくに個々の文書について保存の可否判断を迫られるようなケースでは、利用の想定がアーキビストの頭のどこかに巣くうことは避けられないように思われる。そうした場合において、シェレンバーク流の実用主義的な評価基準は捨てがたいものがある。利用の予測不可能性、利用予測の不経済性、アーキビストへの加重負担が問題であるなら、コンピュータネットワークで結ばれた文書管理システムを想定すれば、そして情報公開と行政のアカウントビリティが定着した社会を想定すれば、利用者の意見を評価選別に反映させることも将来は考えられるのではないか。

③ 電子文書と文書館

電子文書の登場が文書館の世界にどのような影響をもたらすか、クックはアーキビストが活躍する時代がやってきたととらえている¹⁹⁾。電子文書の世界こそ出所原則や文書作成の脈絡が重視されなければならないのであり、記録史料学の理論が力を発揮するであろうという見通しである。その際、アーキビストは、文書の記録性や証跡を保護するため文書作成・管理のあり方を

19) Terry Cook "Electronic Records, Paper Minds: The revolution in information management and archives in the post-custodial and post-modernist era" *Archives and Manuscripts* 22-2 (1994.11)

コントロールすることになる。

電子文書は、紙媒体のようにモノとして文書館で保管することが必須であるわけではない。むしろ、物理的な移動はおこなわず、モノとしては電子文書作成管理システムが稼働している現場で保存されてもよい。要はアーキビストによるリモートコントロールである。電子文書には、日々更新されるデータもあるので、評価選別のタイミングも、作成時点以前に決定しておかなければならないケースもでてくる。アーカイブズとして利用可能なシステム構築は不可欠であり、アーキビストには、電子文書システムへの能動的関与が必要となる。

文書の全面的な電子化が実現すると、全量保存が技術的にも、コスト面でも可能となり、選別が不要となることも考えられる。事実、アメリカのD・ベアマンによれば、全量保存の考え方は真剣に議論されているようである²⁰⁾。すなわち、選別の真の理由は、重要でない文書をより分けることによって、史料を保存する側にとっても、利用する側にとっても安価にすることである。ところが、電子文書管理システムと文書利用のための技術によって、選別によりコストを節約するという優位性は、ほどなく取り除かれるだろう。それならば、文書の選別に費やすエネルギーを、むしろ、文書へのアクセスを効果的にする作業に費やすべきだ、という考え方である。時々刻々と変化する電子データを全て保存することは非現実的であるから、純粋な全量保存は考えられないが、コストの観点からは、保存コストよりアクセスコストの軽減に傾注するようになることは間違いないであろう。

電子文書の登場により、文書館の世界は大きく変化する。そして、クックは、アーキビストが大きな役割を果たすようになることを展望している。しかし、そのことは自動的に約束されているわけではないだろう。それは、アーカイブズの取り扱いにかかわる理論的実践的達成、アーキビストによる電子文書への的確な対応、文書作成過程への緊密な連携などを前提とするものであろう。

20) David Bearman "Archival Strategies" *American Archivist* 58 (Fall 1995)

ひるがえって、日本の状況を考えると、これらの条件はいずれも満たされているとはい言難い。こうした状況下では、コンピュータの専門家が独走し、文書館が置き去りにされた状態の、日本独特の電子文書管理体制ができあがる恐れがある。

いま、日本では政府の電子政府構想にタイアップするかたちで、都道府県レベルでは、LANシステムの導入、電子決裁等を含め文書管理を刷新する方向で検討が進んでいるところが多い。この数年で文書の電子化は急ピッチで進むことは間違いない情勢である。そうしたなかで、文書館の側の対応は立ち遅れているといわざるをえない。計画段階から関与していないというだけでなく、現に稼働しているコンピュータ・データからも文書館は置き去りにされている。財務・会計や税務などの分野ではすでにコンピュータ化が実施されている自治体がほとんどであるが、そこでは、データがアーカイブズとして保存されることは、まず顧慮されていない。それどころか、保存年限規定に従って、データが自動的に削除されるシステムさえ採用されている。電子文書による文書管理の刷新は、日本の文書館にとってチャンスではあるが、このままで推移すると重大な逸機になりかねない。

④ 評価選別・史料収集のネットワーク

評価・選別とは、通常、親機関が作成・管理する文書群を対象としているが、文書を作成しているのは親機関だけではない。さまざまな機関が日々作成している文書を文書館としてどうかかわるか、という問題がある。都道府県立文書館の場合、地域のアーカイブズを収集保存する機能も担っているので、地域で生み出されている文書群全体を視野に入れる必要もある。また、国・都道府県・市町村・企業など、複数の文書館相互の評価選別のネットワークにかかわる問題もある。その点では、ドキュメンテーション戦略やカナダにおけるトータル・アーカイブズの理論と実践に学ぶところは大きいであろう。

現状では、何らかの事情で保存されてきた資料（通常作成主体である家や団体に伝来）、すなわち、すでに古文書となっている資料を収集して保存することにとどまっているが、理想的には、親機関の文書群同様、日々発生す

る文書をリアルタイムで残す、意識的・意図的・計画的に残すことが望まれる。しかし、これは現在はもちろん、将来においても、都道府県立文書館の組織・陣容ではとうてい果たすことはできないであろう。基本的には、各機関で保存措置を講ずる以外になく、現在における古文書の扱いと同様、歳月を経て歴史資料となるまで生きながらえた資料が、しかるべき歴史資料保存機関によって収集されることになるのであろう。

それにしても、各機関での史料保存を効果的に実施するためには、都道府県立文書館を核とするネットワーク化が最低限必要である。現在、主として市町村を巻き込む形で史料保存ネットワークがいくつかの県で組織されているが、これを地域の有力企業や団体にまで影響力を広げたい。

さらに、評価選別における文書館どうしの連携も課題である。青山英幸氏は国・都道府県・市町村それぞれの文書の相互関係を念頭につぎのように述べている²¹⁾。

中央政府および各省、都道府県、市町村それぞれの記録の相互関係がいかなるものであるかを把握することが必要である。つまり、政府各省と地方公共団体との関係は、許認可関係と補助金を軸としており、それにともない公文書が重層的に作成され、それぞれの段階でその公文書が蓄積される。一方では、各組織の固有の業務が遂行されており、特有な公文書が作成・保存されている。この相互関連が把握されなければ、それぞれの記録の持っている位置と役割が特定できず、正当な評価をおこなうことはできないであろう。関係機関は相互に協力してこの問題を検討しなければならない。

官公庁文書の史料価値は、現代社会における官公庁の役割の大きさに相応して大きい。そのなかで、いわずもがなとはいえ、国家レベルの文書の持つ史料価値・重要性は再確認する必要がある。もちろん、国・都道府県・市町村の役割はそれぞれ異なり、一方が他方にとって代わることでないもので、相応する文書も同様である。文書の史料的価値は、ひとつには扱われて

21) 青山英幸「現代記録の保存体制構築をめざして」(前掲『記録史料の管理と文書館』1996年)

いる案件の重要さ、大きさに比例する。国の文書が重要な（国家レベルの）ことがらを扱っているケースが多いことはいうまでもなからう。

地方レベルの情報についても、国の文書の優位性が認められるケースは多い。都道府県が国に提出する報告書はさまざまで、事の大小・軽重もいろいろであるが、概してある事業なり案件なりの総括・概括したものが多く、県にとっては重要情報が含まれているものが多いといっていよう。したがって、国に提出される報告書のうち重要なものは保存されることが期待される。とはいえ、ある重要な報告書について、47の都道府県の全てでその報告書が保存されることを期待するのは、各県に熟達した注意深いアーキビストが配置されたとしても、相当困難なことであろう。この種の報告書は、他の些末な書類に紛れて選別の網から漏れることも多い。しかし、国の〇〇省〇〇局にはその47通の報告書は何冊かの簿冊に綴られていて、それを保存することは、その気になれば容易なことである。しかも、都道府県で保存された文書は、ひとつの県で見ることができるのは、その県のもののみであるのに対し、国で保存された文書は47通すべてを見ることができる。このことからいえるのは、国にとってはかなり些末な情報でも（国レベルでいえば、都道府県からの報告書は、それを総括した文書で代用できる）保存価値は大きいということである。このことは、県と市町村の間でもあてはまる。やっかいなことに、都道府県立の文書館にとっては最重要と位置づけられる文書が、国立の文書館にとってはそれほど重要でない文書とみなされることは、往々にしてある。同様なことが、県と市町村の間にもある。したがって、国・都道府県・市町村の連携によりこの問題を解決する必要がある。

上述のケースは、発信元が県であり、その気になれば県で保存することのできるものであるが、地域の情報であっても県が預かり知りえない、国が直接関与する情報も少なくない。そして、その種の情報は地域にとってとびきり重要な情報であるケースが多い。大工場や銀行、新幹線や高速道路などにかかわる情報はまさにそうである。金融機関でいえば、県が関与しているのは、農協や信用組合などのみであり、最近それすらも国の直轄となった。新幹線に関して県が収受する書類といえ、建設促進の陳情活動、用地買収、

新幹線公害などに過ぎない。地域の歴史史料として重要な公文書の保存を考える場合、県と市町村の文書で十分なわけではない。国およびその出先機関の公文書の重要性を看過してはならない。

一方、地域における文書館の連携について石原一則氏はつぎのように述べている²²⁾。

……神奈川県内にも今後公文書を保存し、公開する機関が増加すると思われる。その場合、各機関が個別に評価選別をおこなっていたのでは、特定の地域あるいは特定の事業に関する文書が、どこにも保存されないという事態が生じることも予想されよう。そのような事態を避けるためにも、ネットワークによる評価・選別が唱えられてもよい。

地域史料の収集においては、図書館や歴史民俗資料館などの類縁機関との協力関係も模索しなければならない。現在、地域で生み出されている情報の保存を考えた場合、地域において大きな影響力をもつ団体などが日々作成・発信している情報を保存することが鍵になる。文書・記録はともかく、広報資料や年報・業務報告書などその機関の基本的資料というべき刊行物の収集保存は最低限すぐにでも着手できないだろうか。現に図書館では、自治体の広報資料、主要会社の広報誌や社内報などを受入れて閲覧に供しているケースは多い。ただ、その際の図書館の考え方は、現在における利用者のニーズを満たすことに重きが置かれているのではなかろうか。資料保存という見地、将来における利用を見越した見地から各機関が発行する刊行物の収集をてがける必要がある。そうした資料収集は、手法としては図書館的であり、文書館よりもむしろ都道府県立図書館の郷土資料室や各種の専門図書館の業務にふさわしいといえよう。ただし、こうしたことを遂行するには、資料保存に対する図書館の果たすべき役割について、意識改革が図られなければならない。

文書・記録と図書という違いはあるが、図書館も文書館もともに資料の公開・利用とともに資料保存という任務を負っている。資料保存ということは、

22) 石原一則前掲論文

結局のところ後世の読者への公開・利用である。図書館といえども、現在の読者だけでなく後世の読者にも責任を負っているわけだから、資料保存は文書館の専売特許ではない。地域の史料保存のために、図書館と文書館、さらには歴史民俗資料館（博物館）の協力、連携を図らなければならない。

おわりに

本稿では、日本における評価選別論の展開を簡単にふりかえり、ついで、現在における世界的な到達点をT・クックの論文により確認し、最後にそれについての筆者なりの考えを述べるとともに、この問題について日ごろ考えていることを記した。ただし、一番肝心のクックの巨視的評価戦略をどう実地に適用していくかについて述べるができなかった。これについては、諸外国における実践例に学びながら、筆者なりのケース・スタディを積み上げる必要があると考える。

（あんど う ふくへい 主任研究員）